

消毒用アルコールの容器には 表示が必要!?

※アルコールの濃度が60%以上の製品は消防法の危険物に
該当するため、容器への表示が必要となります。



えっ!?表示・・・

詰め替えた容器にも表示を
お願いします

火気厳禁
危険物第四類
アルコール類
危険等級Ⅱ・水溶性

最大容量が**500ml**を超える容器の場合
「危険物の品名」「危険等級Ⅱ」「化学名」「水
溶性」「数量」「火気厳禁」の表示が必要です。
文字の字体、大きさ及び色の指定はありません。

最大容量が**500ml**以下の容器の場合
「危険物の通称名」「数量」「火気厳禁又は火気厳禁と
同一の意味を有する他の表示」の表示が必要です。
通称名としては「エタノール」や「消毒用エタノール」、
火気厳禁と同一の意味を有する他の表示としては「火気の近くで
使用しないでください」等の例があります。

アルコールは、火気に近づけると引火しやすく、アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く
低いところにたまりやすいという特徴があります。十分注意の上安全な取り扱いをお願いします。

名古屋市中消防署

中消防署ホームページでは防火・防災に役立つ情報を発信しています

お気軽にお電話ください。
☎052-231-0119

